

実施状況確認表

資料 2

ご意見内容		現状	団体/担当課
1 静岡県に複数の大人が一人の若者をサポートするボランティア登録の仕組みがあり、宇治市で同様の仕組みを実施することはできますか。参考URL: https://www.sssns.org/	宇治ボランティア活動センターとして、若者をサポートすることを専門に行う団体等の広報やボランティア募集などがあれば、協力することは可能です。		宇治ボランティア活動センター
2 「ひとり親家庭」の食を支えるフードパントリーの仕組みの創設は出来ますか。	令和3年度から、市内でフードパントリーを実施している団体に協力しており、宇治ボランティア活動センター登録団体の中に食料や日用品の支援を通じて、子育て世帯を支援しているNPOがあるため、当事者が置かれている状況について、情報共有を行っています。		宇治ボランティア活動センター こども福祉課
3 「つまずいた」若者たちの「就労」を複数の大人が寄り添いながらサポートする仕組みの創設は出来ますか。	現在、ハローワーク宇治、宇治商工会議所等と連携した、会社説明会を実施し、就労への支援を行います。また、「京都ジョブパーク」と「地域若者サポートステーション京都南」による出張就労相談会を市役所内で実施し、無職者等の職業的自立を支援しております。		産業振興課
4 「いじめ」や「ヤングケアラー問題」「不登校・ひきこもり」などに苦しむ子ども・若者世代の声をひろい、支援につなげるため、チャットなどSNSを活用した「若者SOS対応システム」の構築は出来ますか。	教育支援センターでは、いじめ・不登校・子どもの行動で気になること・学習や家庭教育、学校における活動に関わる相談窓口として電話及び電子メールで相談を受け付けています。また、日常の学校生活の中で教職員が子どもたちのわずかな変化を見逃すことなく、直接子どもたちに面对することによって、きめ細かな対応に努めています。児童生徒と直接向き合う中で、相談を行っていくことが何よりも重要であると考えており、引き続き、校内でのきめ細かな対応を行い、様々な相談窓口の啓発を今後も継続していきます。なお、京都府では、いじめ・不登校・子どもの行動で気になること・学習や家庭教育、学校における活動に関わる相談窓口として電話・電子メールによる相談を受け付けるとともに、LINEによる相談窓口、子どもSNS相談を設置しています。このLINEによる相談窓口の周知は各中学校の生徒数分の周知カードが配布されています。		教育支援課 こども福祉課
5 周りも、本人もヤングケアラーと気付いていない場合の、相談窓口までつなぐ方法はありますか。	ヤングケアラーもしくはそのおそれのある児童本人や周りの方からの情報提供について、現時点においてはこども家庭相談まで連絡をお願いいたします。なお、本年10月にはヤングケアラーのための相談窓口を開設する予定です。		こども福祉課
6 「認知症にやさしいまち」「健康長寿日本一」など高齢者に焦点をあてた施策の充実が図られているが、一方で「若者」や「現役世代」の施策が手薄になっていると感じている。	第6次総合計画の基本構想において、5つのまちづくりの方向の一つとして「子育て・子育ち支援が充実したまち」と設定し、また中期計画における3つの重点施策の一つとして、「みんなでつくる子育て・子育ちにやさしい地域共生社会」を設定しています。さらに、第2期宇治市子ども子育て支援事業計画における基本理念として「次代(あす)を生きる子どもたちの夢と笑顔を育むまち 宇治」を定めており、多岐に渡って子育て支援施策を展開しており、子育て中の若者・現役世代に対する施策も広く進めています。		こども福祉課 保育支援課 保健推進課

実施状況確認表

資料 2

ご意見内容		現状	団体/担当課
7	緊急通報装置(シルバーホン)設置事業について具体的な内容等市民への広報が十分ではないと思うが、どのような広報を行っているか。	広く市民に対しては、市HP、市政だより、暮らしの便利帳により周知を行っています。 そのほか、地域包括支援センターへの配架及び職員向け研修、並びに新任民生児童委員への研修にて、制度の啓発を実施し、サービスが必要な方が適切にサービスを受けられるよう、配慮しています。	長寿生きがい課
8	町内会に対する、市の施策として「新たな取り組みに対しての補助金の交付」があるが、(意見された委員の)町内会ではお金は余っており、補助金は必要としていない。新規加入が無いことや、役員を忌避しての脱退が問題で、なぜ町内会が減っているのか、運営上困っていることについて聞き取りをし、現実に困っていることに対しての施策が必要ではないか。	令和元年度から町内会・自治会の皆様と市職員が各地域に入りながらお困りごとや必要な施策について意見交換を実施するとともに、町内会・自治会の会長へアンケートを実施しており、そこからのご意見等を踏まえる中で地域コミュニティ活性化事業補助金を創出や、他の自治会の取組を手引きなどでの運営手法の共有などを図っています。引き続き、地域との意見交換を進めてまいります。 地域コミュニティ活性化事業を実施いただくにあたって、単一の町内会・自治会のみでは難しいことも様々な地域の活動団体と連携を図ることで「地域のつながり強化」や「ICT等を活用した運営の効率化」などの新たな取組を連携・協力しながら進めていただけるような仕組みとしております。	市民協働推進課
9	黄檗公園の野球場と駐車場の間に壁が出来ているが、事業が進んでいるように見えず、地域住民に説明が届いていないと感じる。また、丘陵がガタガタなので、そちらの整備は出来ませんか。	黄檗の再整備事業ですが、令和3年度から4年度の間で野球場東側の駐車場を大きくする改修工事を実施しております。令和4年度につきましては7月14日現在で発注手続き中です。 野球場と駐車場との間の「コンクリートの壁」についてですが、今回の駐車場改修工事の駐車場内の高さを揃えるために構築したものになります。 また、次年度以降の計画については、野球場周辺の園路を順次改修する予定です。計画の内容につきましては、現在、駐車場から西側で一部改修を完了しております形状と同様に整備を進めて行く予定です。	公園緑地課
10	宇治市における個別避難計画の現状について。また、計画を作成することができたモデルケース等あるか。	避難行動要支援者支援業にご理解いただいた町内会・自治会のご協力の中、平時に災害時の要支援者支援準備をお願いしています。その団体にあっては、避難確保計画を作成していただいて、提出いたいております。今後、支援団体を増やし、個別避難計画も福祉部局と連携しながら作成に取り組んでまいります。	危機管理室
11	避難が出来ない方の名簿を毎年4月に提出しているが、名簿の活用が出来ているかわからない。名簿の利用方法など、周知は出来ますか。	市に提出されました申請書については協定団体から申請がありましたら、その時点での最新の名簿を協定団体に提供しております。お渡しする名簿に掲載される方の、個別避難計画について協議するように協定団体には伝えております。 また、年1回避難行動要支援者支援に協力いただける町内会・自治会などで構成される自主防災組織として取り組んでいただけるよう、文書等送付し、共助の取り組みが広がるよう取り組んでおります。	危機管理室

実施状況確認表

資料 2

ご意見内容	現状	団体/担当課
12 横島地域は一度浸水したことがあり、避難が困難な人がいるため災害関係の方に避難の手助けがあるのか確認したら、自助だといわれた。九州には災害時に産婦が駆け込める産婦人科があり、そのような施設を地域に作ることは出来ますか。 参考URL: https://www.asubaru.or.jp/97586.html https://kizuna.localinfo.jp/	浸水被害が想定されるような場合は浸水地域にとどまらず、浸水被害の発生しない地域、避難所への避難にかかわらず、水平避難していただくことが避難の原則になります。 避難が間に合わない恐れがある場合は、少しでも高いところに垂直避難してください。災害発生後は、宇治久世医師会の協力の中で救護班を設けることとしております。	危機管理室